

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会会議録

日時：平成27年3月23日（月）
午後1時30分から3時30分まで
場所：県庁12階第1201会議室

配布資料

- 資料1 第二期宮城県イノシシ管理計画（案）の概要
- 資料2 第二期宮城県イノシシ管理計画（案）
- 資料3 第二期宮城県イノシシ管理計画新旧対照表
- 資料4 パブリックコメント等に対する自然保護課の考え
（第二期宮城県イノシシ管理計画（案）分）
- 資料5 「宮城県イノシシ捕獲等事業実施計画」について
- 資料6 パブリックコメント等に対する自然保護課の考え
（宮城県イノシシ捕獲等事業実施計画（案）分）
- 資料7 宮城県イノシシ捕獲等事業実施計画（案）

1 開会

（始めに、事務局が開会を宣言し、委員10名を紹介後、杉下参事兼自然保護課長が挨拶を行った。）

2 挨拶（杉下参事兼自然保護課長）

（事務局が配布資料の確認を行った後、定足数の報告が行われ、委員10名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。次に、玉手部会長が挨拶を行った。）

挨拶（玉手部会長）：玉手です。今回も座長を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。イノシシだけではなく、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルと全て鳥獣保護法改正に伴い管理計画の見直しをすることで、今週まとめて審議会を出されるということですので、そういったことを考えながら議事をしていきたいと思えます。

事務局：進行について、玉手部会長にお願いします。

3 審議事項

- (1) 第二期宮城県イノシシ管理計画（案）について
- (2) 宮城県イノシシ捕獲等事業実施計画（案）について
- (3) その他

部会長：それでは早速、審議事項に入ります。(1)第二期宮城県イノシシ管理計画（案）の概要について事務局から説明願います。

事務局：（資料に従い説明）

部会長：今回の大きな違いは環境省の出しているイノシシの個体数の推定数を書き込んだという、これの妥当性がどうかという点はまだ検討の余地があるのですが、耳慣れない言葉も出てくるかと思いますが階層ベイズ法

というのがありまして、ベイズ法というのは特殊な行程のやり方なのですが、基本的にはコンピュータが発達してから実際に使えるようになったものです。どういうものかと言いますと、まだわからない数値がありまして、個体数がどれくらい増加するかという年間の増加率がわかっていないわけです。それから、もともと何頭いるかというのもわからないわけです。そういったものはわからないのですが、ある一定の数字をまず置きまして、どれくらい増えているだろうというので、獲った数はわかっていますから、東北地方でこれくらい獲ったとします。どれくらい増えとか、どれくらいいたという自然増加率の推定値に合わせて、実際に獲った数と推定した値が合うかどうか100万回くらい色々な値を入れて、自然増加率、増殖率とか元々の数をランダムに一定の幅で、例えば1.2くらいなら1.15くらい増えるだろうと100万回くらい色々な条件で計算します。その時に獲った数が一番ぴったり合うような条件を推定するというのが階層ベイズ法のやり方です。そうしてコンピュータの数字を走らせると、最終的に数字が出てきて、資料3の23ページの一番上に※3に「自然増加数は、期首生息数にベイズ法による東北ブロックの自然増加率(1.183)を乗じて算出した。」とありますが、この「1.183」はどうやって出したのかと言われますが、それは今のようなベイズ推定で、色々な自然増加率の値を与えてやってみて、それでその中で一番捕獲データとフィットするような値が落ち着いたところが、この値ということになります。こういったやり方をしています。ただ、限界がありまして東北地方でのイノシシの捕獲状況は地域毎に捕獲数の多いところや少ないところがありますけれど、この階層ベイズ法というのは特定の地域はどうだという、その増減は全く考慮していません。全部ならしてしまっていますので、使った生データを私は見ていませんが、おそらく東北の福島、宮城、若干山形のデータで捕獲がありますから、そここのところで年間捕獲数をまとめた上で、後はメッシュで均等に割っているという、先程、仲谷委員からパブリックコメントでご指摘がありましたように、比較した地域性をあまり考慮していない、空間性を考えていない推定ということで、それで出てきましたのが、先程ありました22ページの「期末生息数」のデータになっておりまして、恐らくこれが発表されますと、本県でのイノシシは何万頭いますということが多分マスコミ的に報じられると思うので、非常に大きな意味を持ってしまおうと思いますが、あくまでもそういう推定に基づくものだということを、説明していく必要があると思います。それから後でまた出てくるとは思いますけれど、今後、実際にモニタリングをやっていく時も、実はこういう方法で推定しているのであれば、また今後もこういう方法での推定も必要になってくるとは思いますので、誰がやるのかということを考えていく必要があると思います。ということで、保護管理計画について順番に説明をしていただきましたので、概ね資料3の新旧対照表を見ながら全体的なご意見をいただきたいと思います。仲谷先生お願いします。

仲谷委員：新旧対照表の個々の部分は基本的にこれで良いと思っています。それよりも私達が考えなければいけないのは、この計画で上手く行くのか行かないのか、トータルなビジョンの中で考えるべきです。個々の部分も大切ですが、それ以上に、全体として宮城県はこれでいいのかを考えたい。私はこの計画ではおそらく不十分だろうと一貫して発言してきました。計画を進める中で、うまくいかない点を明確にあぶりだして改善することの重要性を指摘し続けています。現実的な部分で資料を見る限り、この捕獲数でも被害軽減のめどは立たず、このやり方ではうまくいっていない。どちらかというところだと状況が悪化している可能性が高いというのが、提出されたデータから見た私の基本的な判断です。この検討会では、この計画で本当に大丈夫なのかをきちんと議論する必要があります。その上で、改善できる部分とやれない部分、そこを整理しないとイケない。各委員が基本的にうまく行っているとお考えなのか、そうでないのかをお聞かせ願いたい。この計画で個体数が目標の40%減に果たしてなりそうなのか、或いは被害金額が目標の1800万円に本当にこの形でいけそうなのか、今の状況を考えて時にどう判断されるのでしょうか。その上で5600頭という数字が果たして良いのか。私は難しいと考えています。例えば、丸森町で800頭とか、角田市で何百頭と毎年獲っていますが、それで被害が減っているか、減っていないのであれば、何が問題なのか。また、丸森町や角田市のような状況が阿武隈山地全体にも生じ、仙台市も同様になると想像しておいた方が良い可能性はないか。いずれにしても、この計画で上手くいっているのかいないのか、この資料を見て判断すべきです。そうして整理を進めないと、計画全体の進み具合がわからなくなってしまいます。

部会長：難しくないと思うのですが、要するに検討すべき焦点は何かということだと思います。今、これでは上手くいかないというご指摘がありました。では具体的にどこに問題があるとお考えになるのか、仲谷さんの方から言っていていただいて、それに対して皆さんからどう思っているかということでき議論しようがないと思います。

仲谷委員：例えば今年度の捕獲数は減っていますか。

事務局：25年度ほどには獲れていないと聞いています。丸森町はいかがですか。

齋藤委員：増えていません。

仲谷委員：最新の情報があれば。

齋藤委員：今年度の状況なのですが、わな猟では数が獲れていません。ただ、巻き狩り猟では結構獲っていて、状況を見るとイノシシが大きいのに皆がびっくりします。箱わなに入らないのはイノシシが大きい為に警戒して入らないのだらうと思われ。先日、ある友人に聞いてみたら箱わなではなく、くくりわなで結構獲ったという話でした。実際、今年度の4月に小斎地区で、くくりわなで4頭（雌3頭に雄1頭）を獲ったのですが、その時点で7頭、6頭、5頭と入ってました。その影響があったのかわかりませんが、我々の地区では、2月は2週間に2回の大雪があり、小さいイノシシは餌不足のため、餓死したのもいたようでした。どうしても大きなイノシシになってしまうと箱わなに入らない傾向があります。よほど餌が無くなって苦しくなって入るのはありますが、巻き狩り猟の結果が役場に報告されていると思いますが、かなり去年の写真よりは大きいのが写っていると思っています。去年よりは写真を見てかなり大きいと思っています。ただ、白石では結構獲ったという話は聞きましたが、そのような状況です。

部会長：具体的なデータは。

小野委員：今、隊長からお話がありましたように25年度と26年度の捕獲頭数を比較してみますと、25年度は1236頭捕獲しております。ところが、今年度2月末現在で正確な数値ではないのですが、861頭という数値だったと記憶しております。あと1ヶ月間ありますが、1ヶ月間いくら頑張ったとしても100頭くらいなのかなという感じがしております。そうしますと、26年度の年間の捕獲見込み頭数は1000頭前後なのかなという感じがしております。あと、この計画書についてですが、仲谷先生からもご指摘があったように本当に5600頭を獲っていけば、目標の4割減になるのかどうなのかを考えてみた場合に、このベイズ法でいけば確かにそういう数値にはなると思いますが、その推定方法も確立したものではないし、本当にその生息数を表しているものではないとするならば、年間1万頭くらい、もう少し捕獲をして前倒しでイノシシを少なくしていくという方法でも取らない限りは、なかなかイノシシは減らないのではないかなという感じがしています。以上です。

仲谷委員：因みに、丸森町の状況というのは全県そうだと考えて大丈夫か。たまたま丸森町がそうで、他の周辺は増えているということはないですね。

森委員：仙台市の今年度の状況ですが、有害鳥獣としての捕獲数は、昨年度は300頭を越えたことに比べ、今年度は現在153頭でほぼ半減という結果です。平成24年度までの捕獲数で最も多いのが平成23年度の101頭なので、昨年度を除けば最も多い数です。しかし昨年度よりは少ないことも事実なので、今後の対策や捕獲方法における検討は必要と考えています。次に、被害件数と被害面積は、昨年度と比べると現状で3割ほど減少していて、平成24年度、23年度と同程度です。最後に、まだ推測の段階ではありますが、坪沼で補助事業としてワイヤーメッシュ柵を整備したので、そこに侵入できなくなったイノシシが隣接する市町村に移動した可能性も考えられ、今後検証に努めたいと考えております。

部会長：資料3の13ページに捕獲数が出ています。会議が始まる前に仲谷先生と増えては減るというパターンを繰り返すねとお話をされていて、この計画全体に関わるところで実は見ていただきますと平成24年の捕獲数と25年で大体2倍になっています。その前の21年、22年、23年と24年と増減はありますが、大体2000頭台で推移しているのですが、25年にガンと上がって被害額も上がっています。今、伺ったところでは25年ほどではないけれども、26年度も恐らく仙台市さんや丸森町さんの話にもありますが、21年から23年くらいまでのレベルまでには下がっていないのではないかなと思います。だから、一時ガン

と上がって下がったけれども、21年から23年までの期間とは捕獲数に関しては違う段階になっていると思います。一方で先程の階層ベイズ法のデータは24年度のデータを基にしておりますし、この保護管理計画自体も確か21年から23年までの数字を何処かに使っているということで、25年度から26年度迎いでかなり急激に増えたところのデータは実は、ここの算定根拠には入っていないという点が、私は感覚的にこの数で大丈夫なんだろうかと思うところの原因の一つだと思います。

仲谷委員：それと同じで資料3の14ページの捕獲数のグラフを平成13年度あたりから見ると、平成13年度がグラフでは減っています。次は増えて、増えて、減る。その次も増えて、増えて、減る。次は増えて、増えて、減る。13年度は4年目に減っている。13年度以降は3年目、3年目、次は4年目に減っている。今年は4年目のパターンになるかと思いましたが、3年目で減るパターンの可能性もあるでしょう。ただ、今年減ったとしても、全体としては依然として増加傾向にある。玉手先生が仰った部分で、東北でベイズ法をやった場合と宮城県だけでやった場合を考えると、宮城県はもっと増える可能性はないのだろうか。増加率は、「1.18」は小さすぎないか。宮城県はそれよりも多い可能性はないか。

事務局：今回、環境省がイノシシについては東北ブロックごとにしかベイズ法をやっていないものですから、どうしても我々がこれを出すのに東北ブロックの全体の10万という数字と自然増加率の「1.18」というのは、それしかデータが無かったの、それを使うしかなかったのです。来年27年度に環境省の事業を使って、県の生息数を出すのにイノシシの場合は多分このベイズ法以外では出せないと思うのですが、その際に宮城県の自然増加率が出せるのかどうかを今、色々な業者さんに聞いているところで、その際に「1.18」なのか、もう少し高いのか、その辺は27年度の事業で生息数を出した上で、2万7千頭とか2万8千頭という数字が本当に宮城県の実態に合っているのかどうかを、もう一回出し直ささせていただいて、5600頭が本当に妥当なのかどうかも、27年度に出させていたきたいなと思っています。本当に申し訳ないのですが、この鳥獣保護法が改正されて、国からこの数字が出てきて、なお且つ、このタイミングでこれを変えなければ駄目だという国からの指示もあって、本当にこれが精一杯の数字だったものですから、今回はこの2万7千頭とか2万8千頭というのが現時点で我々が数字として持っている生息数であって、それを4割減らす為には5600頭という数字しか出てこなかったということがあるので、元々の2万7千頭、8千頭というのが本当に宮城県の今の実態に合っているのかどうかについては、27年度にベイズ法を宮城県バージョンにするようなものになりたいと思っていて、我々はこれが正しい数字だなんて強く言うつもりは全くありませんので、先ほど玉手先生が言われたように、これが報道機関に「宮城県は2万8千頭なんだよね」と言われた時に「いやいやこれは、これこれこういう理由で本当に暫定的な数字でもっと多くなる可能性がある」ということを認識はしているのですが、今の段階ではこれが精一杯の数字ということですよ。

仲谷委員：それはそれで良いとは思いますが、現実としてうまく行かない部分もあることを考えておいて欲しい。北海道のエゾジカなどは、当初の計画では、2、3回は絶滅している状況と聞きます。北海道はそういう面では初期の頃は失敗してきた。宮城県の場合もしっかりモニタリングしながらやって行けば良いと思います。例えば、15ページにある23年度の狩猟捕獲のメッシュですが、丸森町も角田市も満杯状態で、仙台市はこれからも増える地域かも知れない。仙台市は環境収容力の50%くらいで100%に達するまでにはまだ時間が掛かるとも考えられる。そういう部分をきちんと考えて対策を取らないと、県全体での捕獲数だけを考えても上手く行かない。特に以前から指摘しているように、分布拡大地域の対策が重要でしょう。ただ、事業計画への市町村からのコメントに色々な意見が出ていますので調整は難しいかと思うが、全体を考えた上での地域的な特性を検討することが重要です。捕獲数の成果部分は今後もモニタリングするとして、被害が減っていないことを考えると、このままで被害が本当に減るのかを考えておかなければいけない。今の対策は被害を増やす対策になっていないか、例えば柵を張ることが被害を増加させている可能性はないか。どんどん柵を作ることによって里に一層近づけたり、或いは駆除することによって今までいないところにどんどん進出させてはいないか。農業部局は被害軽減の為に補助を推進していますが、被害減少がないとすれば、被害対策が上手くいっていない原因を検証する必要がある。状況を教えていただければと思います。

部会長：農林サイドからお願いします。

鵜飼委員：農産園芸環境課です。県の事業で26年度モデル地区を設定して集落ぐるみで柵を設けるなり、わなを仕掛けるなどして取り組んだ事例が2地区あります。その2地区とも集落の方々の意識が高まり、実際に自分達の手で農地を守ろうという意識が高まり、それなりの効果を上げてきてはいます。それは26年度については丸森町と大和町の2地区ですが、そのようにある程度関心が高く、被害が出ているところに関しては、そういうやり方で26年度効果が出ていますので27年度も新たな場所に取り組んでいくことはやっていきます。ただ、仲谷先生が仰るように被害があるところについては関心が高いので、そういう取り組みはし易いのですが、今後考えていかなければならないのは生息域が拡大しつつあるところ、まだ目撃情報や被害がそれほどないけれども、拡大している地域に対して、なかなかそういう取り組みを進め難いということがあります。そういうところで、本来であればやっていきたいと思いますが、そういうところの住民の方はまだまだ、取り組む行政もそこまで意識がっていないところがあって、そういうところが今後の課題なのではないかなと思います。

仲谷委員：基本的に委員の方も皆さんも一生懸命やっていると思います。それを認めた上で結果的に上手くいったのかいかなかったのかを、明確な形で共有することが大切です。上手くいっていなかったら皆でフォローして助けることが重要です。被害額を1800万円にするという目標について、個人の努力がどうだとかいうのではなくて、上手くいっていなかったら皆でどういう工夫をすべきなのかを、専門家がこの会議の中で議論をしないとイケないでしょう。このまま進めば、予定通りの被害軽減になるのかどうか問題です。みんながこれを信じて、この計画通りやれば問題なく解決するとお考えなのか、現状を考えた場合、色々な問題が見えてきて、再検討する必要があるのではないかと。

小島委員：農業振興課の小島でございます。私も昨年3月まで農産園芸環境課で課長をしております、鳥獣被害対策がどんどん増えてきているということ、非常に危機意識を持っており、今でも現場段階でどうかがやれるのかなということ、去年の10月から県内9箇所の農業改良普及センターに鳥獣害担当職員というのを張り付けました。今までは仕事の一つとして鳥獣害対策もやるという位置付けだったのですが、そうではなくて、まずそれを担当する。まず窓口をはっきりさせて、一番問題なのは被害がどれくらいなのか、まだ正確に掴みきれていない。どちらかというと被害を市町村から報告してもらって、それをまとめているというのが今までのことだったので、もっと精度を上げていかなければならない。且つ、現場段階でやはり個体数を調整していくというのは勿論、有効な手段なのですけれど、その他に地域ぐるみでどうやったら畑にイノシシを寄せ付けないかの工夫をしていく。去年ですと香川県の普及員の専門の方に来ていただいて、丸森町を会場に県内の普及センターの担当職員を全員呼んで研修をしたのですが、個体数を減らすだけではなくていろいろな工夫をしていかなければならない。仕掛けの仕方、柵の設置の仕方も効果の出るよう工夫をしていかなければならないので、色々な意味でノウハウを蓄積しているところです。それから、大きな流れとしては4月から県庁内の農業振興課に普及員の総括をするところなのですが、革新的に農業専門技術員を置くことにしまして、その重点プロジェクトとして鳥獣害対策があり、特にその中でもイノシシを県全下で重点課題に取り上げるといことで、取り組もうということでございます。まだ、なかなかスキルの高い職員がいないものですから、今その辺の人材育成を図っている状況です。先生が言われるこの計画でどうのこうのというのはあるかもしれないですが、よりどころとなるものを参考にしながら取り組んで、現状と合わないところを見直ししながらという風に捉えています。

仲谷委員：努力していること自体はわかるのですが、それをこの会議で認めて、「そうだね」と言って簡単に容認してしまうと、被害が増えつつある地域の県民が可哀想だと思うのです。良かったところは良かったで、これからはもっとしっかりやろう、がんばろうと助言し、遅れていけば皆でフォローしようという部分をしっかり決めていかないと、農業被害1800万円への軽減は望めません。努力しているからということではなくて、被害軽減目標が達成できるのか無理なのか、無理であれば、計画自体を変更して目標を2000万円にするのか3000万円にするのか、そういった議論を具体的にしていかないと先に進めないのではないのでしょうか。猟友会も頑張っています、丸森町も頑張っています、でも他はまだまだですという話ではなく、なぜ丸森町が上手くいったのか、それでも問題を抱えているのかいないのか、皆で協力して意見を出し合って具体

的に良くしようとする議論が大切です。今年は被害が減ったとか増えたとか、一喜一憂して会議を終えるのはもったいない。誰かが悪いとかではなくて、良くする為に皆さんと現実を見ながら具体的な工夫を考えないと行けません。農業部局もやれることは何なのか、やれないことは何なのかを具体的に提示して検討しないと、状況は益々悪化します。そこは大丈夫なのですか。

鵜飼委員：上手くいっているのか、いないのかというのは評価というか、進行管理になると思うのですね。何か共通の物差しを持って、それに対してその物差しの見える化によって、そこに達したか達しないかを定期的に進行管理していくことが必要なのだろうなど。その場合、その進行管理の物差しとなるものとして、捕獲頭数というよりも被害額や資料3の15ページにある被害拡大の進み具合だとか、この辺が多分共通の物差しになると思います。それで、これを広げない為にはどうしたら良いのか、それから被害額を下げる為にはどうすれば良いか、その被害額を下げる前提として正確な被害額をおさえなければいけないということがあるのかなと思います。この計画はこの計画として、それぞれがそういう意識を持って、今後何をすべきかということを考えるということが必要なのかなとお話を伺って思いました。

部会長：私の方で少しまとめさせていただきますと、まず、仲谷さんから出たことというのは、今の議題は管理計画で、なかなかここに書き込めない部分ではあるので、次の議題の実施計画で具体的な考え方を確認しながらする必要があるだろうと思います。議論を実施計画に移したいと思うのですが、まず今はまだこの計画自体の意見交換も進んでいなくて、今出てきました意見からいくと、この数値目標は大丈夫かということが大方な意見かと思えます。例えば、被害額にしても資料3の21ページで被害額の管理の目標のところ、数値目標を設定しなければいけない部分で数値目標を1800万円程度にするというのは、21年、23年度実績ベースで言っている訳ですが、もうそういうペースではなくなってきているのですね。もう一つは下の方にあります5600頭、これも先程小野委員より出てきましたように、これで大丈夫なのかということが出てきました。一方で猟友会さんの意見もお聞きしたいのですが、5600頭獲るのは可能かどうか、齋藤さんいかがですか。

齋藤委員：個体数が多くなれば可能だとは思いますが。ただ、先程の年間トータルの捕獲頭数を見ていくと、大体3年くらいで頭数が上がっていくので、3年くらい経ってしまうと倍くらい、有害鳥獣で平成11年が200頭くらいでしたが、3年くらい経つと大体400頭くらい、4年くらいで倍に増えていっているようなので、この頭数で見て行けば、あと2、3年で1万頭になるのではないかと思われま。地域が広くなれば獲るのも難しくなるし、11月に大衡村の林業技術総合センターで捕獲技術研修会をした時にイノシシの生息密度が低い大衡村の現場を見せていただきましたが、なかなか獲りづらいというのが実際だと思います。

部会長：先程、鵜飼課長より共通の物差しというお話がありましたが、特にこの計画自体ではなくて、実施計画で問題になってくるのは費用対効果で、例えば、生息数の推定をする時も捕獲数をベースですが、本当はきちんと地域ごとにやっていく時は、どれくらい捕獲努力をしているかというデータがないと、捕獲数だけでは簡単に計算はできないのです。どのくらいそのレポートがあつて、それに対しての捕獲なのか。それこそ齋藤さんが仰ったように、だんだん獲れなくなってきたりすることがあるので、実際に被害軽減という目的に対して個体数推定という目的に対して、単に今のようなデータの取り方では駄目で、どれくらい努力をしているかということ、もう少し把握しなければいけないということになってくるのです。そういった点では、まず共通の物差しが出来ていないという状況が一つあると思います。それからメッシュに関しても、あのメッシュではあまりにも粗過ぎると思います。あれでは地域毎に綿密な対応ができないと思われま。生息数の推定に関しても、あのメッシュではあまりにも荒すぎるというのがあります。ですからそのところ先ほどご説明がありましたが、27年度で計画されているということで実施計画のほうになるのですが、やりようが色々あるので、そのところはここに専門家の皆様がいるので、具体的な話ができるんじゃないかと思えます。時間も限られていて次の実施計画の議題もありますけれど、今審議しております資料3の第二期のイノシシ管理計画への一部の改正について、今更この数値を5600頭から1万頭にしろと言うような乱暴な論議は出来きませんので、変えられないとは思いますが、大体皆さんもどういうことをお考えか

ということがここで出てきたと思いますので、やはりこれを実現する為には相当な情熱と工夫がないと出来ない、ただ単に数値目標だけやって現行のお金をつぎ込んでいただけでは駄目だろうと先程、仲谷先生からもお話がありましたけれども、多分そういうことだと思います。また、色々ご意見があるかと思いますが、もし、よろしければ一応こままでとして、次の議題の実施計画に入りたいと思いますがいかがでしょうか。では、事務局ご説明願います。

事務局：(資料に従い説明)

部会長：やはり市町村は県の事業に関しては、かなりご意見があるかと思いますが、基本的にはこの資料7で、これを受けて変わったところは無いということでしょうか。

事務局：資料7の「4」の部分でございますが、事前にお送りさせていただきました資料には「特に」という表現を使わせていただきましたが、「原則として」という形に変えさせていただきました。「5」に関して「原則として」という形に変更させていただきました。「特に」という表現は除かせていただいたということでございます。

部会長：一応この資料7の実施計画は県が行う部分についてですので、内容的には3ページで非常に短いものですが、先程の市町村からのコメントにありましたように、論議すべき点が多いのではないかと思いますので、ここでご意見をいただきたいと思います。県の事業ということと、市町村実施部分ということで、意味が違うということを充分理解していただかないと、なかなか納得していただけないと思います。県北部というのを重点的ということですけど、何故それを重点的にやらなければならないのかということ、この3ページの中に書き込むのはなかなか難しいだろうと思いますけれども、それをどれくらい県が説明ができるかということだと思いますが、いかがでしょうか。

仲谷委員：市町村からの意見は、地域の代表者から見れば、当たり前のことだとは思いますが、全県レベルで見た場合の適切な判断は異なります。たびたび話題となる県北と県南で全く違う状況をお考えいただければと思います。いかに県北を県南のような激甚被害地化しない為に今、どうしておかないといけなかが重要で、この地域の70頭分の捕獲が適切なのかを判断することが大切です。心配なのは本当に生息地を拡大させない計画になっているかで、某県のように「とにかく獲りましょう」では、返って新しい生息地に追い払うことになり、状況がどんどん悪化してしまった例があります。頑張ることが状況を悪化させることもあります。県北では、分布を拡大させない、また定着させずに排除するノウハウを持って対応できるかがポイントです。しっかりと計画を立ててきちんと実行しないと確実に失敗する。専門家の参画が不可欠でしょう。北陸地域でも市町村任せになってしまって、イノシシの被害地域が拡大しつつあるとの指摘もある。そういうことが無いようなノウハウが必要です。それで県北は排除する、県南は例えば、丸森町などでは多分、これから1000頭獲り続けても、また、2000頭獲っても数が減らない可能性もあります。角田市の捕獲も伸びています。県全体で2万頭を越える捕獲数になるかと以前から指摘していますが、いずれにしても県南部では、今のような捕獲の方法では生息数を減らすのは、ほぼ不可能でしょう。地域的に明確に排除するという発想がない限りは、箱わなやくくりわなでいくら獲っても数を減少させられないと思います。例えば、西日本のある県は4万頭獲っていても被害も捕獲数も減らせていないと聞きます。そういったことが県南でも起こっているのではないのでしょうか。これを食い止めるにはどうするのかをしっかりと考えることが大切です。被害軽減させる捕獲になっているか、被害軽減に向けた獲り方に進歩しない限りは、丸森町はこれからも1000頭獲り続けたとしても、多分状況が悪化し、最悪のパターンに入り込むでしょう。角田市は丸森町の前を走っているのではないかと心配しています。仙台市はイノシシの北進を止める微妙な位置にあるのですが、残念ながら今の戦略は飲み込まれ戦略の方に傾いていて、明確に排除するラインとして設定できていません。仙台市さんは飲み込まれる中での共存策として、効率よい捕獲の仕方や被害軽減の為に柵の設置の仕方という部分では、かなり先行されています。共存せざるを得なくなる地域でどういう捕獲のあり方があるのか、柵の設置があるのか、そういうデータをどんどん県南に発信し、県南の人達のリーダー役になっていただければと思います。

部会長：今、少しこの実施計画案だけではなくて話せることがあれば、お互い話しておいた方が良くないかなと思

ます。この実施計画について、ご意見をまずしっかり聞いてみようと思いますけれども、この70頭という規模は、今後第二期計画の間は毎年続くと思いますが、先程の28年度までの計画の中で毎年こういった形で繰り返すということをお考えなのでしょうか。

事務局：はい。これは1年計画ですので、毎年作成して参ります。前段の部分でも申し上げましたが、平成27年度にもう一度、生息数推定等の調査を県で実施します。それに伴って生息数等が変わる、それに伴って目標捕獲頭数も変わる、それに伴って捕獲事業の県の捕獲頭数等も変わるという風に考えております。ただ、平成27年度につきましては、先程も申し上げましたが基礎となるデータが無いのが1つ、それから国の事業が今年から新たに始まるということもございまして、県としては県北部の拡大地域に関する個体数調整の実施を今回の計画に据えたというような流れになっております。あと仙台市さんからもご意見を頂戴しておりますが、猟友会さんの支部の関係で県の個体数調整事業という環境省の事業と、もう一つは農林水産省で現在行っている特別措置法の交付金を使った事業2つが同じ地域の中に入ることになります。それぞれ同じ国のお金と言いながら省庁が違います。それをそれぞれ適切に我々としては執行しなければいけないという部分もございまして、猟友会さんと関係市町村さんと調整を計らせていただき、格差が生じ猟友会さん等の不平不満に結びつかないように慎重に対応したいというように自然保護課としては考えております。以上でございます。

部会長：他にご意見、ご質問はございますか。

森委員：ありがとうございます。質問が2点ございます。今年度は基礎データがないということで、暫定的にデータとし、27年度には生息数の調査が行われるので、調査により生息数が変われば捕獲頭数等も変わるというお話でした。そうすると毎年度作る事業実施計画も27年度の調査を受け、今回は重点的区域として県北部を定めていますが、来年度は重点的区域が変わるという可能性もあるのでしょうか。これが1点目の質問です。

事務局：はい。それは変える方向で考えています。実際に平成27年度は原則として県北部ということで考えていますが、28年度については先程ご説明した内容で「ただし」というところで、「地域によってイノシシの生息密度が異なっていることから一頭当たりのイノシシの捕獲経費が違って来る為、捕獲事業を実施する地域によって業務委託費に差が生じる場合もある」という風に記載してございます。これは県北部と県中部、県南部、それぞれイノシシの生息密度で先程、齋藤委員からもお話が出ましたが、生息密度が低いところでイノシシを獲るのは大変だというご意見もございましたように、単面的な部分の調整が終われば、県北部の原則という言葉は当然無くなり、その地域によって適正な委託費によって県の事業を実施したいというように思っております。もう一つ、先程ご説明しましたように、農林水産省関係の交付金と環境省の2つの交付金が入ってくるような形になります。その重複を避けるために現在、事務局案ではございますが、前年度に各市町村さんの捕獲頭数の計画値を、これは行政としての予算の関係も出てきますので、捕獲頭数等に関して各市町村さんと打ち合わせをさせていただいた上での捕獲頭数になろうかと思っております。

森委員：それは28年度からですか。

事務局：平成28年度からということで考えています。平成27年度中に関係市町村さん、猟友会さんと調整を計り、不公平感が出ないような形にしてからではないと、軽々に事業計画の中身に文字化するというのではないかと考えております。

森委員：もう1点目の質問です。今回宮城県さんは、生息地の広域化を未然に防ぐという観点から目標頭数を70頭と設定されました。平成23年度からずっと50頭であった目標頭数を増やされたということですね。前回の会議資料から、県北部の平成25年度の捕獲実績は55頭ですが、26年度の計画の目標頭数は県北6つの市町村で合わせると124頭です。それぞれの市町村さんがそのくらい捕獲する必要があるということと認識しておりますが、その数字と比べて宮城県さんの70頭という数字はどういう根拠から出てきたものなのか教えて頂きたいのです。

事務局：昨年度の計画頭数を上回る数ということで70頭と定めさせていただいております。

森委員：はい。ありがとうございます。

事務局：少し補足させていただきます。28年度に県南部や県中部で県も個体数調整をやる必要があるのではないかと、ということのようにお聞きしたのですが、全部の市町村で県が出来るかということそれは別の話として、国の補助事業なので、まだ国会中なので26年度補正や27年度当初の予算が通っていないのですが、全国で20億弱くらいの補助事業の予算で全都道府県が対象で、単純に各県に平均しても4000万円くらいなのです。ただ、西日本の農業被害の大きなところが、かなりウェイトを持ってこのお金を使うので、宮城県にはそうそういっぱいいく訳ではありません。イノシシ部会には大変申し訳ないのですが、宮城県はニホンジカの被害もあり、そちらにも使わなければなりません。なお且つ、この事業が指定管理鳥獣捕獲等事業という名の通り、調査をして評価をして実施計画を作るところにもお金を使わなければいけないので、ざっくり言えばイノシシの捕獲だけに県がかけられるお金は、仮に調査に半分使ったとしたら、捕獲のうちの半分くらいしか県で使うお金は無いということです。そういうことも含めて、県は今までやっている県北を集中的にやらせて欲しいということで70頭という数字が出てきているのが現実です。とは言っても、県南のことも大事に思っているのですが、全部できるかと言うと、そこまでのお金が来年どうなのか。国の補助事業なので予算化のからみで県北で70頭でやらせて欲しいというのが実態でございます。ただ、調査もして実施計画も作るので、その際に県南のここでやってみようということがあったならば、28年度にやりたいということになります。それが仙台市さんなのか丸森町さんなのかはこれから相談をさせていただく、ということになると考えております。

森委員：では、頭数というのは予算に関わっているということですか。

事務局：はい。事情をご説明するとそういうことです。

仲谷委員：国や県の考え方には理解できる部分はあります。ただ、未生息地のような県北地域をどうするかということは非常に大切な部分なのですが、被害がなければ手を出しにくいなどの理由で、そういったマクロな視点が残念ながら足りません。西日本地域と同じ発想になっていて、これでは、東北全体をどうするかという非常に大きな問題も後回しになりがちです。西日本在住者の中には、国や県は「イノシシ増産計画」をやっていると言う人がいます。これだけ獲っていれば減っていなければいけないのに、どんどん増えていることへの言及です。いずれにしても、これまでの状況を考えると、今まで通りの対策を実施しても、今後もっとも状況が悪化してしまう可能性があるという意識を持たないかぎり、宮城県は泥沼への道をたどることになります。県北の実施分は明確に生息地を広げないということを念頭に、県実施分以外の有害駆除で戦略を持って実施しない限り、状況を悪化させるリスクが大きいと思います。少なくともマニュアルを作って生息地を拡大させないように獲ることをきっちり文書として皆で理解して進めるべきです。失敗を繰り返さないよう、くれぐれも文書化してください。

部会長：他にご意見ございますか。

小野委員：この計画を立てるにあたって、予算から持ってきたのが計画なのかなという気が先程の説明の中でしたもので、大変残念な気がしています。この実施計画2ページの7の「指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制」の中で、委託先のところに認定鳥獣捕獲等事業者又は宮城県猟友会という書き方になっていて、委託先はその事業者ではなくて県の猟友会になるのではないのかなという説明をいただきました。委託先が猟友会となりますと現体制でのイノシシの捕獲の継続ということになりそうな感じがしております。そうしますとコンスタントに5600頭を獲り続けて、本当に4割減になるのかなと不安に思います。私は県で事業者を指定して、その指定された事業者に対して委託して、猟友会とは別に実施するのであれば、捕獲頭数を増やした形で計画ができると思うのですが、猟友会を委託先として委託して実施するのでは、数を確保できるかどうか心配なのではないかかでしょう。

事務局：説明不足の部分があるのですが、そもそも新しい鳥獣保護法では、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施できるのは、県が認定した事業者がそれをできると、ただし、その認定事業者と同等の実績がある団体・法人には委託できるということで、宮城県猟友会にも委託できるという形になっています。これから5月29日に鳥獣保護法が施行されて、その後に県で認定を受ける団体はありませんかということで手を挙げてもらいます。それで初めて県での認定事業者が出てくるということなので、今のところ手を挙げたいという団体の声

は聞いておりますが、まだ申請されていませんので、まだいない段階です。実は認定事業者になる要件として、例えば過去に銃で有害鳥獣や個体数調整をやった実績が3年以上有る等の条件が厳しいです。なので当面は県が認定した事業者がこの委託を受けることは現実的には無いと思います。仮にある程度の実績を積んで認定を受けるには来年度以降になるので、少なくとも今年度は猟友会さんをお願いするしかないというので先程の事務局の説明になるのですが、原則は認定事業者にこれをやらせるということが原則です。猟友会さんでは会員数が減少しているし、高齢化という状況なのでこの認定事業者制度が出てきたので、我々としては早くそのようなことのできる事業者を認定したいのですが、現実的には多分1年、2年は新たな事業者を認定するのは難しいということで、猟友会さんにもお願いするのですが、できれば早く2本立てとなれば仙台市さんの言っている認定事業者さんと猟友会さんをお願いするのであれば、それぞれの委託費が違って良いのでしょうか、同じ猟友会さんをお願いするのであれば、金額的な問題で駄目だという話になると思います。ある程度ということになるかと思えます。現実的にはまだ認定事業者さんに委託できるのが、28年度になるのか、29年度になるのかは未知数というか不透明なところではあります。

部会長：全体としては国の予算は相当額をつぎ込むような状況になっている一方で、東北地方は県と市町村でも限られていますし、裁量できる予算も少ない。先程の農水省、環境省の両方あるとの話で、少し收拾がつかなくなっている状況ではないかなと私は思っています。後で必ず来るのは、効果が上がっていますかということ問われて、現場からそれを返していかなければならないということがありますので、色々と並行してやっている事業すべて、一貫性を持って宮城県ではそれがどういう風を実施されて効果を上げているということを整理しておかないと、收拾がつかなくなるんじゃないかと思えます。時間が限られておりますので、この実施計画については、これ以上、変更できる場所はないと思えますので、ご了解いただければよろしいでしょうか。では、その他ということで特に27年度で私が一番懸念しているのは、今回の管理計画が出た時に県民の方々がどう思うかということだと思います。県北を主に対象にするという実施計画が出た時に県民の皆さんによく理解していただく為には、充分な説明が必要だろうと思えます。その点では27年度にやりながら、被害対策・個体数調整に関しての何らかの、県として把握をしていくことがどうしても必要だと思いますが、そのやり方については色々なやり方が可能であります。先程のベイズ推定の話をしましたけど、大して難しい方法ではなくて、コンピュータのプログラムがパッケージになっています。ただ、それを使いこなすには、ある程度勉強してもらわなければいけないのですが、あれは元々兵庫県立大の坂田さんが開発したもので、環境省のプロジェクトでしましたけど、本来は自治体の環境センターのようなところでデータ解析できる方がいればできる話です。やれる訳ですので、それをできる業者さんも出てきているので、そんなにコストもかからないのです。今回、数の話も出ましたが宮城県として、独自に検証していくということをやらないと実態にあった計画が立てられないと思えます。今、3の「その他」で意見を述べましたけれども、その他に皆さんから何かございますか。

事務局（農園課）：（資料に従い説明）

部会長：こちらの議題に関して、ご質問はございますか。

仲谷委員：宮城県はこのような能力は高いと思います。話は戻りますが管理計画の25ページに「自然保護部局の役割」、「農林水産部局の役割」、「市町村の役割」と書いてあります。生息地を縮小する為に何をするか、環境整備をする為に何をするかなどがあります。できれば自然保護課がきちんと役割分担の表を作って、出来たこと、出来なかったこと、また、どうなったかということ毎年出していただきたい。そうでないと、専門家もどうコメントしたら良いのか分からず、思いつきのコメントになり、効率が悪くなります。ここは問題ないとか、次はここが問題ということが整理出来るので、ぜひ夏くらいの半年間くらいで出していただくようお願いしたい。また、県猟友会と地域の猟友会が仲良く連携できる工夫も大切ですので、配慮願いたい。

部会長：他にございませんか。私の方から1点ですが、今回の計画に直接は関係しませんが、重点区域に含まれていないけれども、仙台市に隣接している富谷や利府は宅地化等が進んでいるので、農業被害が出ないのかと不安に思っています。そこだけ空白地帯になっていますね。沿岸地域ということですが、生息可能域とい

うことであれば県全域になるだろうと思うので、今はまだスポット的に抜けているところもありますけど、そのところも既にデータがあると思うので、早めに把握しておいた方が良いと思います。丸森町の話も出ましたが、福島がなかなか難しい状況なので、恐らくいくら宮城県内で頭数を減らしても中長期的に見ると、また南から供給されてくるということは当然起こり得るので、むしろその構造的にこのくらいのレベルで押さえるという、ある程度長期的にどうやったら続けていけるかという視点での施策を考える必要があるだろうと思います。それは県でお考えかとは思いますが。山形大学で先日、「東北の野生動物管理を考える」と題して東北野生動物管理研究交流会をやりましたけれども、結局、持続的な農業をどういう風に支えるかということになってきますので、そういう施策的なところもこういった計画とは別にある程度プランを作っただけであればと思います。こちらも協力できるところはしますので、どうぞよろしくお願いいたします。一応、議事が終わりましたので、何かありましたらお願いします。

小野委員：この部会での検討事項ではないと思うのですが、丸森町ではイノシシの捕獲頭数が非常に多くて捕獲したイノシシの処分に対して困っている状況下にあります。議会の予算特別委員会の中で「抜本的なイノシシ対策をせよ」という意見要望が出されました。農林課内で色々検討はしておりますが、可能かどうかわかりませんが、イノシシの出荷制限指示の解除を考えることは出来ないのかなと考えています。例えば、箱わなで獲ったイノシシを一定の施設に入れて、放射性物質のセシウムが入っていない食べ物を食べさせて、何ヶ月か飼育することによってセシウムが体内から出された状態で、100ベクレルを下回った段階で全頭検査をして、出荷できるような体制を構築するのであれば、出荷制限指示の解除を県から国へ働きかけてはいただけないかどうかを検討しているのですが、法的にできるのかなどを含めて、考え方やご意見等があれば教えていただければ大変助かります。

部会長：いかがでしょうか。

仲谷委員：全頭検査を県が責任を持ってやるようなシステムを作れば解除されます。具体的に言うと、栃木県、茨城県、千葉県で実施されています。また飼育した場合、放射性セシウムの体内での半減期はたしか70日くらいだったと思いますので、その後に全頭検査すれば多分、出荷可能になる道はあるかと思います。ただ、大きなイノシシを捕まえて、何処かに飼育するのはなかなか管理が難しい。高コストだとか、県の負担もありますので、他県での全頭検査施設も限られているようです。

部会長：野生動物をジビエとして利用しようというのは後で石田先生に聞きますが、先程のイノシシを飼育して利用しようという話で、結局何が問題なのかということコストなのです。それくらいだったら豚を飼った方が良いということになるのです。野生動物の利用というのは、どれくらいコストを下げられるかということに関わってくるので、手間をかけてしまうと恐らく引き合わないという問題があります。ですから、それくらいだったら埋めた方がずっと地域経済に対しての負担は少ない、となるかと思います。そういう意味では仲谷さんが仰ったように、全頭検査をし、すべて調べた上で安心なものだよと自治体が保証して出すというのが、今の中では一番現実的なやり方かなとは思いますが。宮城大学がありますので、石田さんから一言お願いします。

石田委員：先程、坪沼の話が出ましたが、うちの大学の付属農場が坪沼にありまして、坪沼の各農家には仙台市から補助が出て保護柵が出来たのですが、うちの農場は仙台市の対象外になってしまっていて、そこにイノシシがたまに現れるようになってしまっています。それで、うちの大学の農場で自前で予算を組みまして、保護柵を作るということになりました。今回の話からはずれてしまっていますが一番心配していたのは、そういったところにイノシシが屋間現れて、西日本地域にあるような人に対する被害が出てくるのではということが一番心配していて、学生が実習中にイノシシに襲われたなんてことになったら困るなと思ったのですが、一応自前で保護柵を作るということになっております。先ほどの肉の利用は、いかに管理するかが難しいです。北海道ではエゾジカの肉の流通が、かなり盛んになってきています。全体でPRして上手くそういう話を持っていければ、そういったことも可能かと思えます。ただ、放射能の難しい問題がありますので、この2つの問題をクリアしなければいけないということできくと、かなり長い目でみていかなければいけないかなと思うところではあります。

部会長：他にご意見等ございますか。それでは時間ですので事務局にお返しします。

事務局：玉手先生ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、ご多忙の所お集まりいただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会を終了いたします。どうもありがとうございました。